岐阜県職員倫理憲章　薬務水道課実行計画

平成１８年７月に発覚した不正資金問題に対する深い反省と再発防止への固い決意とともに、岐阜県職員としての基本理念を示すために平成１８年１２月２８日に制定した「岐阜県職員倫理憲章」の内容を実践していくために、下記のとおり薬務水道課実行計画を定めます。

令和６年４月１日

１　法令を遵守するとともに、自らを厳しく律します。

・ 法令に照らして判断・行動し、疑惑や不信を招くことのないよう努めます。

・ 不当な圧力や働きかけに左右されることなく、誰にでも公平、公正に対応します。

|  |
| --- |
| 【取組事項】  ○職務上知り得た情報については守秘義務を厳守し、その管理に細心の注意を払います。  ○薬務水道課事務事業の実施にあたっては、関連法規等に照らして厳正に取り組むとともに、全ての事案に対して常に公平、公正な運営を進めます。  ○地方公務員法が定める守秘義務や、情報公開制度、個人情報保護制度の趣旨等を職員に徹底し、情報の適正な管理、取扱いに努めます。  ○職務上利害関係がある者との会食や遊技、金銭・贈答品の譲受等の行為については、「岐阜県職員倫理規程」にて規制されている旨、職員に徹底するとともに、職務上面談が必要な場合においても、オープンスペースにおいて、職員２人以上で応対することを原則とします。  ○職務執行に対する不法・不当要求には、職員個人や担当窓口のみの対応に任せず、所属全体で対応するとともに、危機管理部門等関係部署との連携を密にし、協働して対処します。  ○勤務時間内外を問わず、法令遵守するとともに様々な社会的規範に従い行動します。特に交通法規の遵守に留意し、無事故・無違反を徹底します。 |
|

２　税の重みを深く認識し、無駄のない行政を進めます。

・ 経費の節減を徹底し、最少の経費で最大の効果を挙げるよう努めます。

・ 前例にとらわれず、常に業務を点検しながら見直しを図ります。

|  |
| --- |
| 【取組事項】  ○事務用品の在庫管理の徹底・再利用の促進による事務用品購入経費の削減、両面コピーや縮小　コピーなどの活用によるコピー使用枚数の削減などにより、経費の節減を進めます。  ○昼休み時の事務室消灯、未使用のＯＡ機器の電源ＯＦＦなどにより、経費の節減を進めます。  ○職員の時間管理意識の徹底や管理職員による組織マネジメント、職場内の工夫による業務の効率化等により、時間外勤務を縮減し、経費の節減を進めます。 |
|

３　県職員としての自覚を高め、質の高い行政サービスを提供します。

・ 専門的な能力・知識と、幅広いものの見方・考え方の修得に努めます。

・ 法的根拠や仕組みを理解し、迅速・丁寧に業務を進めます。

|  |
| --- |
| 【取組事項】  ○新聞やインターネット等から国や他県の動向などの情報収集を積極的に行い、毎日収集した情報を職員全員で回覧して情報共有を図ります。  ○全ての職員が、業務に関連した研修会等に積極的に参加して専門的能力・知識を習得するなど常に自己研鑽に努めます。  ○事業の執行に当たっては、根拠法令等を明らかにし、必要に応じて説明を加えるなど、アカウンタビリティの向上に努めます。 |
|

４　常に危機に備える意識を持ち、事故や不祥事を防止します。

・ マニュアルを整備するなど、日頃からのチェック体制を確立します。

・ どのような情報にも細心の注意を払い、組織としていち早く対応します。

|  |
| --- |
| 【取組事項】  ○あらゆる不測の事態発生時に迅速な情報伝達を図れるよう、連絡体制を構築し、必要に応じ　て情報伝達訓練を行います。  ○あらゆる情報に常に細心の注意を払い、いち早く不祥事等の危機を察知し、上司への迅速な状況報告と適切な対応により問題発生を未然に防止します。  ○県内外の自治体や民間企業等で発生した危機事例について、その原因、対応策等を分析し、所属内の危機管理体制の見直しや職員の危機管理意識の向上等に役立てます。 |

５　問題発生時には、事実をありのままに公表し、迅速かつ誠実に対応します。

・ 正確な情報の把握・公表に努め、責任の所在を明確にした上で問題の拡大を防ぎます。

・ 徹底した原因究明を行い、適切な再発防止策を講じます。

|  |
| --- |
| 【取組事項】  ○問題発生時には、緊急連絡網等の活用により迅速に職員及び関係機関への情報伝達を完了し、　情報収集・分析や県民への情報提供を速やかに行います。  ○問題発生時には、危機事案ごとに定める対応マニュアルなどに基づき、迅速かつ的確に行動し、被害の拡大防止、最小化に努めます。 |
|

６　職員が一丸となって、風通しのよい組織風土をつくります。

・ 自分の職責にとらわれず、知恵を出し合い、自由な議論ができる職場をつくります。

・ 不都合な情報こそ速やかに包み隠さず明らかにできる組織をつくります。

|  |
| --- |
| 【取組事項】  ○係長会議や担当内の打ち合わせなどの実施を通じて、業務の進捗状況等について職員間の情報共有を図るとともに、課題やその解決方法等について自由闊達な議論を行います。  ○「報告・連絡・相談」を徹底し、特に、良い情報はもとより、不都合な情報こそ上司への報告　を速やかに行います。  ○管理職員は、必要に応じ、職員面談を実施し、職員の日頃の考えや悩み等の把握に努めるとともに、気軽に議論・意見具申できる雰囲気づくりに努めます。 |
|

７　県民のひとりとして、積極的に地域や社会に貢献します。

・ 地域での活動に積極的に参加します。

・ 環境問題などの社会を取り巻く身近な課題に率先して取り組みます。

|  |
| --- |
| 【取組事項】  ○全ての職員が地域活動等（地元の自治会等の地域活動、ボランティア活動等）に積極的に参加　し、地域社会に貢献します。  ○事務の効率化等により時間外勤務を縮減するとともに、年次休暇等の取得日数を増加させ、地域活動等に参加しやすい環境づくりに取り組みます。  ○全ての職員が、地域においても率先して環境にやさしい物品の購入、買い物時のマイバッグ持参などを実践し、環境問題に取り組みます。 |
|

８　県民との対話を大切にし、県民とともに「確かな明日の見えるふるさと岐阜県づく　り」に取り組みます。

・ 県政全般にわたる情報を分かりやすく、積極的に公開します。

・ 積極的に現場に出かけ、県民の意見や考えをお聴きし、政策・施策に活かします。

|  |
| --- |
| 【取組事項】  ○県のホームページやマスコミなどあらゆる広報媒体を活用し、薬務水道課の事業実施状況を県民の皆様に適時・的確に提供します。  ○事務事業の実施にあたっては、機会をとらえて、積極的に県民、現地機関等からの意見・提言　を聴取し、施策立案・予算編成等につなげていきます。  ○県民の皆様の苦情や相談については、職員が見落としている視点や、意識のギャップを気付かせてくれる貴重な情報であることから、真摯に耳を傾け、事業の見直しや勤務態度の改善等に役立てます。 |
|